

3 福体協第 2 8 9 号
令和 4 年 2 月 4 日

加盟団体の長 様

公益財団法人福島県体育協会長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る陽性者・濃厚接触者の職場復帰時等の取扱いについて (通知)

このことについて、厚生労働省、福島県新型コロナウイルス感染症対策本部より、下記の事項の通知がありましたので、お知らせします。(別紙参照)

つきましては、各団体におかれましても、下記のとおり対応いただき、万全な感染防止対策に努めてくださるよう引き続きよろしく申し上げます。

記

1 通知の概要

- (1) 保健所における就業制限の解除について、退院、または宿泊療養、自宅療養の解除の基準を満たした時点で、同時に就業制限の解除の基準を満たすこと。
- (2) 就業制限の解除について、職場等で勤務を開始するにあたり、職場等に証明を提出する必要は無いこと。
- (3) 濃厚接触者の待機時間の解除については、解除された後に職場等で勤務を開始するにあたり、職場等に証明を提出する必要はないこと。

2 その他

濃厚接触者等の取扱いについては、まずは、以下の県庁ホームページを御覧いただきますようお願いいたします。外部からの電話によるお問い合わせは、一般相談センター(0120-567-177)へお願いします。

○福島県新型コロナウイルス感染症関連情報ポータルサイト

「新型コロナウイルスに感染した時の対応について(感染急増時)」

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/site/covid19-portal/increase.html>



(事務担当 競技スポーツ係 電話024-521-7896)